

高松市監査委員告示第33号

地方自治法第199条第2項、第5項及び第7項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告を、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成30年12月28日

高松市監査委員	吉	田	正	己
同	鍋	嶋	明	人
同	吉	峰	幸	夫
同	竹	内	俊	彦

監査結果報告書

(財政援助団体等監査)

(平成30年12月28日)

<監査対象団体等>

高松市民生委員児童委員連盟



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

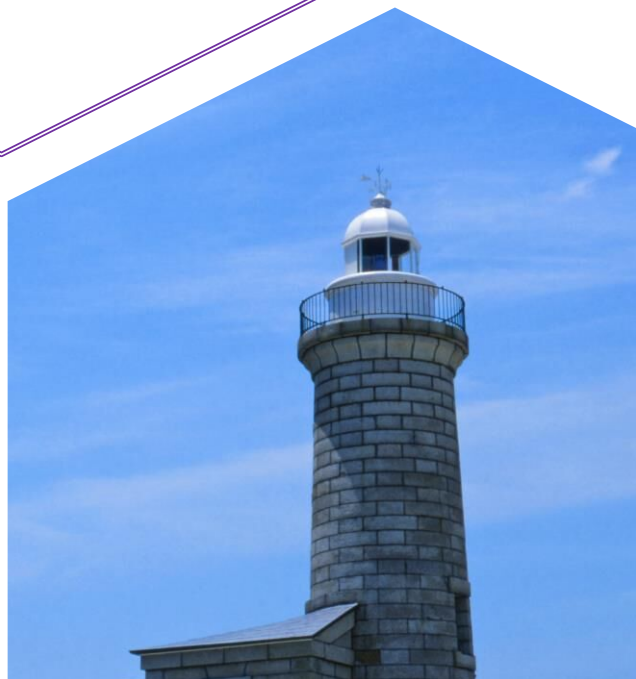
活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松



087-839-2652



kansa@city.takamatsu.lg.jp



平成30年度財政援助団体等監査の結果について

1 監査対象局

健康福祉局（健康福祉総務課）

2 監査対象団体等

高松市民生委員児童委員連盟

3 所属別監査結果

	局及び団体等	指摘	意見	合計
1	健康福祉局 （健康福祉総務課）		2	2
2	高松市民生委員児童委員 連盟	1	1	2
	合計	1	3	4

【指摘】

条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

【意見】

組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

4 監査実施期間

平成30年9月26日から平成30年11月27日まで

5 監査対象事務

	局及び団体等	監査対象事務
1	健康福祉局 （健康福祉総務課）	平成29年度及び平成30年度における、高松市民生委員児童委員連盟への財政的援助に係る出納その他の事務
2	高松市民生委員児童委員 連盟	平成29年度及び平成30年度における、高松市からの財政的援助に係る出納その他の事務

6 監査の方法

前記監査対象事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかの主眼を置いて実施した。
監査に当たっては、健康福祉局健康福祉総務課及び高松市民生委員児童委員連盟から関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

7 監査の結果

監査の結果、監査対象局及び監査対象団体等の出納その他の事務については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、通知は、監査結果を公表した日から起算して6か月を経過する日の属する月の末日までを目途に行われたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

8 事情聴取（平成30年11月27日実施）の状況



高松市民生委員児童委員連盟について

1 高松市民生委員児童委員連盟について

(設置目的)

高松市民生委員児童委員連盟は、高松市の民生委員児童委員をもって組織され、民生委員児童委員精神の高揚に努め、民生委員児童委員活動の推進を図ることを目的に設立された。

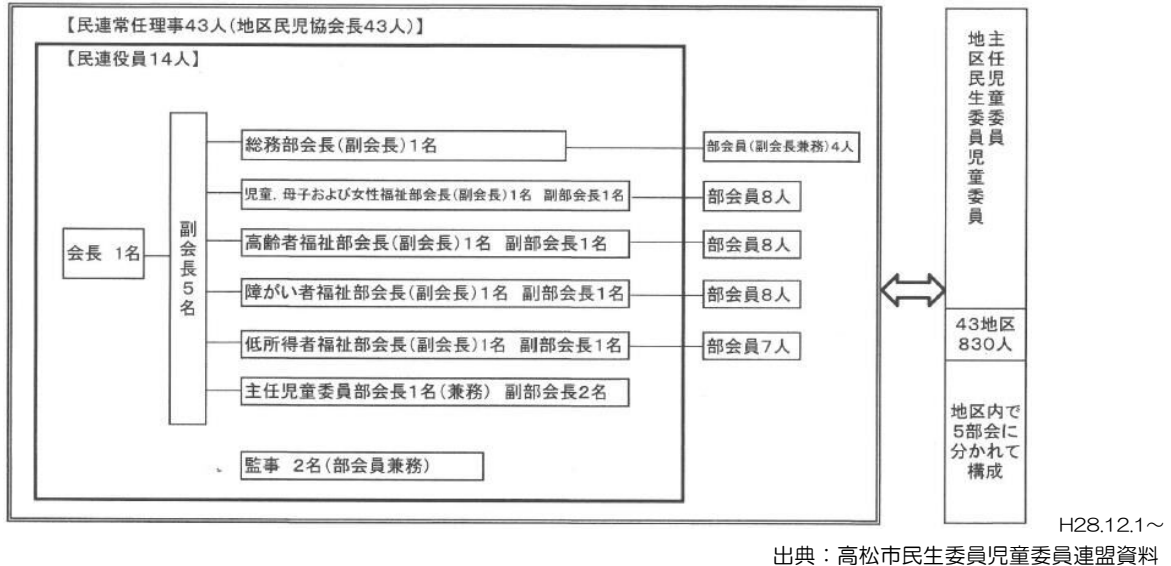
(設立年月日)

昭和41年4月1日

(事務所所在地)

高松市番町一丁目8番15号(高松市役所 健康福祉総務課内)

(組織図)



2 実施事業(規約で定めている事業)

- (1) 地区民生委員児童委員協議会の連絡調整に関すること。
- (2) 社会福祉についての調査研究に関すること。
- (3) 情報の交換及び資料の提供に関すること。
- (4) 民生委員児童委員の職務の遂行及び福祉行政についての意見等の具申に関すること。
- (5) 民生委員児童委員の資質向上に関すること。
- (6) その他本連盟の目的達成に必要なこと。

3 高松市からの交付金の名称及び金額

(単位：円)

名称	平成29年度	平成30年度
高松市民生委員児童委員連盟事務局運営事業交付金	2,475,831円	2,506,000円
地区民生委員児童委員協議会事業交付金	5,796,720円	5,796,720円
地区民生委員児童委員協議会活動事業交付金	6,123,030円	6,123,030円
地区民生委員児童委員協議会会長活動事業交付金	486,760円	486,760円

※平成30年度については、交付決定額

4 主な活動内容(平成29年度)

- (1) 役員会、常任理事会等の開催
- (2) 新任民生委員児童委員施設視察研修、ブロック別地区民児協会長会、部会研修会等の実施
- (3) 全国、県、市主催の大会、研修会等への派遣
- (4) 各地区での心配ごと相談事業の実施や敬老会、老人給食サービス、地域ぐるみの児童虐待防止キャンペーン等への協力、その他調査活動

平成30年度財政援助団体等監査結果一覧

平成30年12月28日

結果 No.	区分 ※	項 目	公表文 該当ページ	局及び団体等
1	意見	交付金の整理統合について	P5	健康福祉局 (健康福祉総務課)
2	意見	交付金交付団体の会計処理の透明性と信頼性の担保について	P6	
3	指摘	適切な監事監査の実施について	P7	高松市民生委員児童委員 連盟
4	意見	預金口座の管理方法について	P8	

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したものの。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたものの。

財政援助団体等監査結果

結果No.

No.1

監査実施年度／対象局

平成30年度／健康福祉局

告示番号	高松市監査委員告示第33号	告示日	平成30年12月28日
所管課等	健康福祉総務課	区分	意見
意見の項目	交付金の整理統合について		
意見を付す理由	「地区民生委員児童委員協議会事業交付金」と「地区民生委員児童委員協議会活動事業交付金」については、どちらも民生委員活動の充実と社会福祉の増進に寄与するための事業に対するものであり、その使途に大きな差がないように見受けられた。		
意見	使途の類似する交付金を整理統合し、事務の簡素化を図りたい。		

財政援助団体等監査結果

結果No.

No.2

監査実施年度／対象局

平成30年度／健康福祉局

告示番号	高松市監査委員告示第33号	告示日	平成30年12月28日
所管課等	健康福祉総務課	区分	意見
意見の項目	交付金交付団体の会計処理の透明性と信頼性の担保について		
意見を付す理由	交付金交付団体が使用している預金口座において、帳簿が作成されず、決算収支報告書への計上がない簿外管理の口座があった。口座の収支に不明な点はなかったものの、会計処理方法が不透明である。		
意見	所管課として、交付金交付団体に対して、透明性と信頼性を担保できる会計処理をするよう指導されたい。		

財政援助団体等監査結果

結果No.

No.3

監査実施年度／対象団体等

平成30年度／高松市民生委員児童委員連盟

告示番号	高松市監査委員告示第33号	告示日	平成30年12月28日
所管課等	高松市民生委員児童委員連盟	区分	指摘
指摘の項目	適切な監事監査の実施について		
指摘する理由	<p>監事監査については、平成24年度の包括外部監査で「監事監査のチェックリストを使用し、一定水準の監査が行われる体制にすることが望まれる。」との意見が付され、平成27年4月16日付けで「平成25年度分から、監事監査のチェックリストにより適正に行っている。」との措置通知がなされたにもかかわらず、チェックリストが使用されていなかった。</p>		
指摘	監事監査のチェックリストを使用した適切な監査を実施されたい。		

財政援助団体等監査結果

結果No.

No.4

監査実施年度／対象団体等

平成30年度／高松市民生委員児童委員連盟

告示番号	高松市監査委員告示第33号	告示日	平成30年12月28日
所管課等	高松市民生委員児童委員連盟	区分	意見
意見の項目	預金口座の管理方法について		
意見を付す理由	連盟が使用している預金口座のなかに、帳簿の作成をせずに簿外管理し、監事監査が実施されていなかった。		
意見	使用している全ての預金口座について、取引内容が明確に分かるよう帳簿を作成し、監事監査を実施されたい。		